

## 資料3

### 諮問

指定希少野生動植物種の指定について



7 自 第 号  
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事  
(環境部自然環境課)

指定希少野生動植物種の指定について（諮問）

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年条例第42号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

指定希少野生動植物種の指定

2 諮問理由

指定希少野生動植物種の指定は、条例第9条第1項の規定により、知事が指定することができることとされている。

今般、県内に生息又は生育する希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認められる1種を指定希少野生動植物種に指定するため、諮問を行うもの。



# 指定希少野生動植物種の指定について

## 1 指定希少野生動植物種について

令和2年10月6日、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（以下、「条例」という。）を公布し、令和3年4月30日に条例第9条に基づき20種を指定希少野生動植物種に指定。

## 2 指定の経緯

- ・ 平成30年度から令和元年度にかけて本県が実施した希少野生動植物種の調査結果を踏まえ、専門家による検討を行い、特に保護を図る必要がある種（案）21種を選定し、令和3年1月22日に環境審議会へ諮問。
- ・ 審議後の縦覧期間中に、取扱いについて新たに検討を要する事由が発生した1種を除外し、現行の20種を指定。
- ・ 令和7年10月15日、前回除外した1種について、検討を要する事由が解消したこと及び福岡県レッドデータブック2024で絶滅危惧Ⅱ類から絶滅危惧ⅠA類に移行したことを踏まえ、専門家による検討を行い、特に保護を図る必要がある種（案）として選定。

※ 福岡県レッドデータブック2024の調査結果を踏まえ、指定希少野生動植物種の見直しについて、専門家による検討委員会において検討中。

## 3 指定希少野生動植物種（案）

1種（資料は当日配付）

## 4 今後のスケジュール

令和8年2月3日	環境審議会へ諮問
2月3日	公園鳥獣部会において審議
2月下旬～3月上旬頃	パブリックコメント
3月中旬	答申
4月上旬	指定の告示・施行

(参考)指定希少野生動植物種の指定に伴い発生する規制

- ・ 捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）の禁止
- ・ 所持等（所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引取り）の禁止
- ・ 販売目的の陳列又は広告の禁止



## ○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

令和2年10月6日

福岡県条例第42号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例をここに公布する。

## 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 個体等の取扱いに関する規制

第1節 個体等の所有者等の義務等（第11条・第12条）

第2節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止（第13条－第22条）

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者等の義務等（第23条・第24条）

第2節 生息地等保護区（第25条－第32条）

第4章 保護回復事業（第33条－第38条）

第5章 外来種に関する施策（第39条－第41条）

第6章 推進体制の整備等（第42条－第47条）

第7章 雑則（第48条－第50条）

第8章 罰則（第51条－第55条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物種」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物種」とは、第9条第1項の規定により指定された希少野生動植物種をいう。

3 この条例において「事業者」とは、県内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。

5 この条例において「保護回復事業」とは、指定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。以

下同じ。)の数を維持し、又はその個体の繁殖を促進するための事業、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系を保全し、又は再生するための事業その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。

6 この条例において「外来種」とは、野生動植物が本来有する移動能力を超えて、意図的又は非意図的を問わず、人為により自然分布域の外の地域に導入された種をいう。

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物種の保護に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物種の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物種の個体の生息又は生育の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民等は、希少野生動植物種の保護に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(開発等における配慮)

第6条 事業者及び県民等は、土地の開発その他の希少野生動植物種に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、希少野生動植物種の保護について配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第7条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物種保護基本方針)

第8条 知事は、希少野生動植物種の保護のための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物種の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物種の個体及びその器官(規則で定めるものに限る。以下同じ。)並びにこれらの加工品(規則で定めるものに限る。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (5) 保護回復事業に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福岡県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物種の指定等)

第9条 知事は、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条、次条及び第17条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公示し、その案（次項及び第5項において「指定案」という。）を当該公示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公示があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、指定案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（指定の提案）

第10条 県民、事業者及びこれらの者が組織する団体は、規則で定めるところにより、指定を行うよう知事に提案することができる。

## 第2章 個体等の取扱いに関する規制

### 第1節 個体等の所有者等の義務等

（個体等の所有者等の義務）

第11条 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」という。）の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

（助言又は指導）

第12条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

### 第2節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止

（捕獲等の禁止）

第13条 指定希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第9条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次条、第17条第2項及び第20条において同じ。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合

(3) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

（捕獲等の許可）

第14条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている

個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
  - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
  - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
  - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において、その捕獲等に係る許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 6 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 7 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第6項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 9 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第6項の許可証又は第7項の従事者証を携帯しなければならない。
- 10 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等の届出)

第15条 指定希少野生動植物種について、法第10条第1項の許可を受けた者又は法第46条第2項の確認若しくは同条第3項の認定を受けた保護増殖事業として捕獲等をする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(捕獲許可者に対する措置命令等)

第16条 知事は、第14条第1項の許可を受けた者が同条第10項の規定に違反し、又は同条第5項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第14条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(所持等の禁止)

第 17 条 捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、所持をしてはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 指定の効力を生じる前に捕獲等されたものを所持している場合
- (2) 第 13 条各号又は法第 9 条各号のいずれかに該当して所持をしている場合
- (3) 法第 47 条第 1 項に規定する認定保護増殖事業等として所持をしている場合

2 第 13 条の規定に違反し、又は同条第 1 号若しくは第 3 号に該当して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。ただし、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(所持の届出)

第 18 条 第 14 条第 1 項若しくは法第 10 条第 1 項の許可を受けた者が許可の期間を超えて、その捕獲等に係る個体等の所持をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出て、届出受領証の交付を受けるものとする。

(所持をしている者に対する措置命令)

第 19 条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第 17 条第 1 項の規定に違反して所持をしている者に対し、当該違反に係る個体等を知事又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(陳列又は広告の禁止)

第 20 条 第 13 条の規定に違反し、又は同条第 1 号若しくは第 3 号に該当して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。

(陳列又は広告をしている者に対する措置命令)

第 21 条 知事は、前条の規定に違反して陳列又は広告をしている者に対し、陳列又は広告の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第 22 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 14 条第 1 項の許可を受けている者、指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者又は販売若しくは頒布をする目的で指定希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をしている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等、所持若しくは陳列又は広告に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第 3 章 生息地等の保護に関する規制

#### 第 1 節 土地の所有者等の義務等

(土地の所有者等の義務)

第 23 条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第 24 条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又

は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

## 第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第25条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公示し、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第7項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を当該公示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公示があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧する期間満了の日までに、指定案について、知事に意見書を提出することができる。

7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公示しなければならない。

9 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

10 知事は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第4項、第8項及び第9項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第8項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第9項中「前項の規定による公示」とあるのは「第11項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

12 生息地等保護区の区域内（次条第4項第9号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(管理地区)

第26条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければ

ばならない。

- 3 前条第2項及び第4項から第9項までの規定は第1項の規定による指定について、同条第4項、第8項及び第9項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第8項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第2項中「指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは第1項の規定による指定については「指定の区域」と、同条第5項中「指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第7項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定については「指定の区域の案」と、同条第6項及び第7項中「指定案」とあるのは第1項の規定による指定については「指定の区域の案」と、同条第8項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及び指定の区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第9項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第3項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 4 管理地区の区域内（第9号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第29条第1項及び第30条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第11号から第15号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
  - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
  - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (6) 木竹を伐採すること。
  - (7) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
  - (8) 当該生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種と同種の個体（生息等保護区の区域外に生息し、又は生育しているものに限る。）を区域内に放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - (9) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - (10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (11) 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
  - (12) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - (13) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事

が指定する物質を散布すること。

(14) 火入れ又はたき火をすること。

(15) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

6 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。

7 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

(4) 法第37条第4項の許可を受けて行う行為（知事に届け出たものに限る。）

10 前項第1号に掲げる行為であって第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して14日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

（立入制限地区）

第27条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第31条第2項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

(4) 法第38条第4項第3号の許可を受けて立ち入る場合（知事に届け出たものに限る。）

5 第25条第8項及び第9項の規定は第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第25条第8項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場

合に限る。)」とあるのは第1項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第9項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第27条第5項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第28条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第1項及び第30条第1項において「監視地区」という。）の区域内において第26条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第25条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 第25条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

(措置命令等)

第29条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第26条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第26条第4項若しくは第27条第4項の規定に違反した者、第26条第7項（第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第26条第4

項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第31条 知事は、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第32条 県は、第26条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第28条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 第4章 保護回復事業

(保護回復事業計画)

第33条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護回復事業の事業計画（以下「保護回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 保護回復事業計画は、保護回復事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護回復事業の目標、保護回復事業が行われるべき区域及び保護回復事業の内容その他保護回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護回復事業計画を定めたときは、その概要を公表し、かつ、その保護回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保護回復事業計画の変更について準用する。

(認定保護回復事業等)

第34条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護回復事業を行うものとする。

2 市町村は、その行う保護回復事業について、その事業計画が保護回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けることができる。

3 国及び市町村以外の者は、その行う保護回復事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護回復事業の事業計画が保護回復事業計画に適合し

ている旨の知事の認定を受けることができる。

- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第 36 条第 2 項又は第 3 項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第 35 条 認定保護回復事業等（県の保護回復事業、前条第 2 項の確認を受けた保護回復事業及び同条第 3 項の認定を受けた保護回復事業をいう。以下この条において同じ。）は、保護回復事業計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護回復事業等として実施する行為については、第 13 条、第 17 条第 1 項、第 26 条第 4 項及び第 10 項、第 27 条第 4 項、第 28 条第 1 項並びに第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護回復事業等として実施される給餌設備その他の保護回復事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。
- 4 知事は、前条第 3 項の認定を受けて保護回復事業を行う者に対し、その保護回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第 36 条 第 34 条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を受けて保護回復事業を行う者は、その保護回復事業を廃止したとき又はその保護回復事業を保護回復事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第 34 条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第 34 条第 3 項の認定を受けた保護回復事業が保護回復事業計画に即して行われていないと認めるとき又はその保護回復事業を行う者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第 4 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

（土地への立入り等）

第 37 条 知事は、保護回復事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 5 知事は、第 2 項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を県の公報で公示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は公示の日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、当該通知が相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

第 38 条 県は、前条第 1 項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

## 第5章 外来種に関する施策

(外来種を放つこと等の禁止)

第39条 何人も、県内における地域（湖沼、河川及び沿岸域を含む。）の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種（以下「侵略的外来種」という。）の個体をみだりに放ち、若しくは植栽し、又はその種子をまいてはならない。

(外来種からの指定希少野生動植物種の保護)

第40条 県は、侵略的外来種のうち指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすものの個体数の低減、生息地又は生育地の縮小その他指定希少野生動植物種の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来種に関する調査、研究及び情報提供)

第41条 県は、希少野生動植物種を保護するため、県内における外来種の個体の生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況、希少野生動植物種の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査し、情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、外来種が希少野生動植物種の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、県民等及び事業者の理解が深まるよう、その情報を提供するものとする。

## 第6章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第42条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(取締りに従事する職員)

第43条 知事は、指定希少野生動植物種を保護するため、その指定する職員に第12条、第16条第1項、第19条、第21条、第22条第1項、第24条、第29条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(希少野生動植物種保護推進員)

第44条 県に、希少野生動植物種保護推進員を置くことができる。

2 希少野生動植物種保護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 希少野生動植物種が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発をすること。
- (2) 希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 指定希少野生動植物種の個体等の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ指定希少野生動植物種の保護のため必要な助言をすること。
- (4) 希少野生動植物種の保護のために県又は市町村が行う施策に必要な協力をすること。

3 希少野生動植物種保護推進員が指定希少野生動植物種の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第13条の規定は、適用しない。

(国及び市町村等との連携)

第45条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村そ

の他の関係機関と協力し、その推進に努めるものとする。

2 県は、この条例の施行に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等及び事業者等の自発的な活動の促進)

第 46 条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、県民等、事業者又はこれらの者が組織する団体と協力するとともに、これらのものが自発的に行う希少野生動植物種の保護に関する活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究及び情報提供)

第 47 条 知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、調査及び研究を行い、その成果の活用に努めるものとする。

2 県は、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない範囲内において、前項の規定による調査及び研究の成果その他希少野生動植物種に関する情報を県民等及び事業者に提供するものとする。

## 第 7 章 雑則

(国等に関する特例)

第 48 条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う事務又は事業については、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 24 条、第 26 条第 4 項及び第 10 項、第 27 条第 4 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項並びに第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

2 国等は、第 13 条第 2 号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき又は第 26 条第 4 項若しくは第 27 条第 4 項第 3 号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

3 国等は、第 26 条第 8 項の規定により届出をして引き続き同条第 4 項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をしようとするとき又は同条第 10 項若しくは第 28 条第 1 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(農林漁業等への配慮)

第 49 条 県は、生息地等保護区に関する規定の適用に当たっては、当該保護区に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第 50 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 罰則

(罰則)

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 13 条、第 17 条又は第 26 条第 4 項の規定に違反した者

(2) 第 16 条第 1 項、第 19 条又は第 29 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 52 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 5 項又は第 26 条第 7 項の規定により付された条件に違反した者

(2) 第 21 条の規定による命令に違反した者

(3) 第 27 条第 4 項の規定に違反した者

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 20 条又は第 28 条第 5 項の規定に違反した者

(2) 第 27 条第 5 項において準用する第 26 条第 7 項の規定により付された条件に違反した者

(3) 第 28 条第 1 項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 28 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 9 項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) 第 22 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第 30 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 31 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者  
(両罰規定)

第 55 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 51 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定希少野生動植物種の指定の際現に当該指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者(国等は除く。)は、当該指定の日から起算して1年以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により届出を行った者は、当該届出に係る個体等について、届出受領証の交付を受けることができる。

## ○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則

令和 2 年 10 月 6 日

福岡県規則第 58 号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

## 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 個体等の取扱いに関する規制等（第 6 条－第 12 条）

第 3 章 生息地等の保護に関する規制等（第 13 条－第 25 条）

第 4 章 保護回復事業（第 26 条－第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条－第 36 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和 2 年福岡県条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物種の器官及び加工品）

第 2 条 条例第 8 条第 2 項第 3 号の規則で定める器官は、骨、皮、羽、毛、角、葉、花、実、枝、茎、根その他知事が別に定める器官とする。

2 条例第 8 条第 2 項第 3 号の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物種の個体及び器官を主たる原材料とするはく製その他の標本（はく製その他の標本として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。以下「はく製等」という。）とする。

（指定希少野生動植物種の指定案の公示等）

第 3 条 条例第 9 条第 3 項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定をしようとする希少野生動植物種の名称
- (2) 指定をしようとする理由
- (3) 指定案の縦覧場所

2 条例第 9 条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定希少野生動植物種の名称
- (2) 指定をする理由

（公聴会）

第 4 条 知事は、条例第 9 条第 5 項又は条例第 25 条第 7 項（条例第 26 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の日 3 週間前までに県の公報に登載して行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(指定の提案)

第5条 条例第10条の規定による提案(次項において「提案」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を提出して行うものとする。

- (1) 提案者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 提案する希少野生動植物種の名称
- (3) 提案の理由
- (4) 提案する希少野生動植物種の生息又は生育の状況

2 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 提案者が個人の場合にあっては、県内に住所を有することを証する書類
- (2) 提案者が個人以外の場合にあっては、県内における野生動植物の種の保護に関する略歴を記載した書類
- (3) 提案する希少野生動植物種の生息又は生育の状況及び分布状況等の科学的知見を示す書類
- (4) 条例第8条第2項第2号の指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項において定める当該選定の基準を満たすことを証する書類

第2章 個体等の取扱いに関する規制等

(捕獲等の禁止の適用除外)

第6条 条例第13条第3号で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
  - イ 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
  - ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであって次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。
  - イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
  - ロ 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
  - ハ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
  - ニ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
  - ホ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿

- 岸漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- ヘ 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 7 条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
  - ト 道路を設置し、又は管理すること。
  - チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
  - リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
  - ヌ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
  - ル 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
  - ロ 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）第 1 条第 2 項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
  - ワ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。
  - カ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
  - コ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
  - ク 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
  - ケ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
  - コ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
  - ク 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
  - ケ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
  - コ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
  - ク 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 1 号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
  - ク 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
  - ク 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化

財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観の保存のための行為

キ 福岡県文化財保護条例（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ク 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 4 条に規定する鉱業、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。

ケ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

コ 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域又は同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第 34 条第 2 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第 44 条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）

第 7 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める目的は、教育、指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第 8 条 条例第 14 条第 2 項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

イ 種名

ロ 卵又は種子を採取しようとする場合にあつては、その旨

ハ 数量

(3) 捕獲等をする目的

(4) 捕獲等をする区域及び当該区域の状況

(5) 捕獲等の方法

(6) 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）

(7) 捕獲等をしようとする期間

(8) 捕獲等をした個体の取扱方法

イ 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の所在地、規模及び構造、飼養栽培の取扱者の住所、氏名及び飼養栽培に関する経歴並びに飼養栽培している個体が枯死又は死亡した後の取扱い

ロ 捕獲等をした個体をはく製等にする場合にあつては、そのはく製等の保管施設の所在地並びに保管施設の管理責任者の住所及び氏名

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
  - (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 条例第 14 条第 6 項の許可証（以下この条において「許可証」という。）の様式は、様式第 1 号のとおりとする。
- 4 条例第 14 条第 7 項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- (1) 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業
  - (2) 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
  - (3) 捕獲等に従事する者の住所及び氏名
- 5 条例第 14 条第 7 項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の様式は、様式第 2 号のとおりとする。
- 6 条例第 14 条第 8 項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
  - (2) 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日
  - (3) 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情
- 7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等をした個体の捕獲等の場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 9 条例第 14 条第 8 項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。
- （個体の取扱方法）
- 第 9 条 条例第 14 条第 10 項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 条例第 14 条第 1 項の許可を受けた捕獲等に係る個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
  - (2) 条例第 14 条第 1 項の許可を受けた捕獲等に係る個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。
- （捕獲等の届出）
- 第 10 条 条例第 15 条による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- (1) 捕獲等をする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (2) 捕獲等をする個体の種名
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 法第 10 条第 1 項の許可を受けた場合にあっては、その許可証の写し
  - (2) 法第 46 条第 2 項に規定する保護増殖事業として実施する場合にあっては、確認を受けたこ

とが分かる資料及び事業計画書

(3) 法第 46 条第 3 項に規定する保護増殖事業として実施する場合にあっては、認定を受けたことが分かる資料及び事業計画書

(4) その他知事が必要と認める資料

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第11条 条例第17条第2項ただし書の規則で定める場合は、条例第13条第1号又は第3号の場合に該当して捕獲等された指定希少野生動植物種の個体等について、営利、愛がん又は飼養の目的以外で譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをする場合とする。

(所持の届出)

第12条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。ただし、所持をしようとする個体等が、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設又は学校教育法第1条に規定する学校において登録番号が付されている場合にあっては、届出を要しない。

(1) 所持をしようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 所持をしようとする個体等の種名

(3) 所持をしようとする個体等の次に掲げる区分及び数量

イ 個体

ロ 個体の器官

ハ 個体の加工品

(4) 所持をしようとする目的

(5) 法第10条第1項又は条例第14条第1項の許可を受けて捕獲等をした場合にあっては、当該許可証の番号

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 所持をしようとする個体等の天然色写真

(2) その他知事が必要と認める図書

3 届出受領証の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 届出受領証の交付を受けた者は、次項の場合を除き、届出受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、当該届出受領証を知事に返納しなければならない。

5 届出受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、届出受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、当該届出受領証により氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を知事に届け出なければならない。

### 第3章 生息地等の保護に関する規制等

(生息地等保護区の指定案の公示)

第13条 条例第25条第5項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

(1) 生息地等保護区の名称

(2) 生息地等保護区の指定の区域

- (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の名称
- (4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
- (5) 生息地等保護区の指定の期間（条例第 25 条第 3 項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）
- (6) 指定案の縦覧場所  
（管理地区の指定の区域の案の公示）

第 14 条 条例第 26 条第 3 項において準用する条例第 25 条第 5 項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項を県の公報に登載して行うものとする。

- (1) 管理地区の名称
- (2) 管理地区の指定の区域
- (3) 指定の区域の案の縦覧場所  
（管理地区内における行為の許可の申請）

第 15 条 条例第 26 条第 5 項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 管理地区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法（指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項、次条及び第 23 条において同じ。）
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の概況図並びに天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図  
（既着手行為の届出）

第 16 条 条例第 26 条第 8 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 管理地区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手の日
- (10) 行為の完了の日又は予定日

2 条例第 26 条第 8 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、前条第 2 項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(管理地区内における許可を要しない行為)

第 17 条 条例第 26 条第 9 項第 2 号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ハ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

ニ 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条に規定する地すべり防止区域、河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ホ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ヘ 測量法第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。

ト 漁港漁場整備法第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第 26 条第 4 項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第 48 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

チ 漁港漁場整備法第 34 条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヌ 海洋水産資源開発促進法第 7 条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ル 漁港漁場整備法第 6 条の 3 第 1 項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条第 1 項に規定する基本方針若しくは同法第 7 条の 2 第 1 項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

- ヲ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ワ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- カ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ヨ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- レ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ソ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ネ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ラ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ム 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- キ 電柱を設置すること。
- ノ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- オ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- ク 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヤ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- マ 送水管を農地に埋設すること。
- ケ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- コ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- エ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

- テ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（２）又は（７）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において（２）又は（７）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）
- （１） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
  - （２） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
  - （３） 旗ざおその他これに類するもの
  - （４） 門、塀、給水設備又は消火設備
  - （５） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号に規定する建築設備
  - （６） 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
  - （７） 高さが 5 メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ア 条例第 26 条第 4 項の規定による許可を受けた行為（条例第 48 条第 2 項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - ロ 鉱業法第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
  - ハ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - ニ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
  - ホ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
  - ヘ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が 30 センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）
  - ト 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - ハ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。
  - ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
  - ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
  - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
  - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
  - ヘ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
  - ト 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若

しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

- イ 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
  - ロ 漁港漁場整備法第 25 条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第 3 条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
  - ハ 船舶から冷却水を排出すること。
  - ニ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
  - ホ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
  - ヘ 建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
  - ト 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
  - チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 1 号に規定する船舶又は同条第 10 号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- イ 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ロ 海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ハ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ニ 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - ヘ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

- ト 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - チ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第 20 条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第 21 条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
  - リ 港湾法第 4 条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。
- (9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの
- イ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
  - ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
  - ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
  - ニ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 保安林の区域等における森林法第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第 26 条第 4 項第 6 号、第 10 号及び第 13 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）
  - ロ 保安林の区域等における森林法第 34 条第 2 項各号に該当する場合の同項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第 26 条第 4 項第 10 号及び第 13 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 63 条第 1 項第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第 26 条第 4 項第 14 号及び第 15 号に掲げるものを除く。）
  - ハ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 21 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）
  - ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
    - (1) 条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げるもの
    - (2) 住宅又は高さが 5 メートルを超え、若しくは床面積の合計が 100 平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが 5 メートルを超え、又は床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
    - (3) 用排水施設（幅員 2 メートル以下の水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
    - (4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
    - (5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
    - (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
    - (7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
  - ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）

へ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる行為を除く。）。

チ 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げるものを除く。）

リ 福岡県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第 29 条第 1 項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第 37 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物及び侵略的外来種の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物及び侵略的外来種の放出等を行うこと。

ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ヲ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

カ 工作物の修繕のための行為

(11) 条例第 26 条第 4 項第 6 号に掲げる行為であって同条第 9 項第 3 号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに付帯する行為又は前各号に掲げる行為に付帯する行為

（令 2 規則 70・一部改正）

（管理地区内における許可を要しない届出）

第 18 条 条例第 26 条第 9 項第 4 号の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 管理地区の名称

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 法第 37 条第 4 項の許可に係る許可証の写し

(2) その他知事が必要と認める図書

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第 19 条 条例第 26 条第 10 項の規定による届出は、第 16 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図を添付するものとする。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第 20 条 条例第 27 条第 4 項第 2 号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第6条第4号ラ、第17条第1号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第10号ルからカまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (8) 福岡県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (9) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (10) 侵略的外来種の防除のうち、緊急に防除を行う必要があると知事が認める場合における、当該防除に係る侵略的外来種の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (11) 前各号に掲げる行為に付帯する行為  
（立入制限地区内への立入りの許可の申請）

第21条 条例第27条第4項第3号の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 立入りの目的となる行為
- (3) 立入制限地区の位置及び当該立入制限地区を含む生息地等保護区の名称
- (4) 立ち入る者の数及び立入りの方法
- (5) 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付するものとする。

（立入制限地区内における許可を要しない届出）

第22条 条例第27条第4項第4号の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 立ち入る者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該立入制限地区を含む生息地等保護区の名称

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 法第38条第4項第3号の許可に係る許可証の写し
- (2) その他知事が必要と認める図書

(監視地区内における行為の届出)

第 23 条 条例第 28 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該監視地区を含む生息地等保護区の名称
- (3) 行為の種類
- (4) 行為の目的
- (5) 行為の場所
- (6) 行為地及びその付近の状況
- (7) 行為の施行方法
- (8) 関連行為の概要
- (9) 行為の着手及び完了の予定日

2 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第 15 条第 2 項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(監視地区内における届出を要しない行為)

第 24 条 条例第 28 条第 6 項第 2 号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ 第 17 条第 1 号イからエまで（ト、ヤ及びマを除く。）に掲げる行為

ロ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において（1）から（3）までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(1) 床面積の合計 200 平方メートル以下の建築物又は水平投影面積 200 平方メートル（海域にあっては 100 平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）。

(2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであって高さ 30 メートル以下のもの

(3) 高さ 20 メートル以下のダム

ハ 漁港漁場整備法第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第 28 条第 1 項の規定による届出をして設置されたもの（条例第 48 条第 3 項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ニ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

ホ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

ヘ 幅員が 4 メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が 4 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ト 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特

- 定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
- チ 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。
- リ 条例第28条第1項の規定による届出(条例第48条第3項の規定による通知を含む。)をした行為(条例第28条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項の期間を経過したものに限る。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの
- イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。
- ハ 養浜のために土地の形質を変更すること。
- ニ 前号ロに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- ホ 面積が200平方メートル(海底にあつては100平方メートル)を超えない土地の形質の変更であつて、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- イ 第17条第3号ロからホまでに掲げる行為
- ロ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。
- ハ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ニ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ホ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル(海底にあつては100平方メートル)を超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が200平方メートル(海面にあつては100平方メートル)を超えないもの
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ロ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 第6条第4号ウ若しくはキ又は第17条第10号ルからカまでに掲げる行為
- ロ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。
- ハ 条例第26条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であつて森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。
- ニ 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超

えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- (2) 用排水施設(幅員4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成すること。
- (5) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

へ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ト 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

ヌ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

(7) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(令2規則70・一部改正)

(補償請求書)

第25条 条例第32条及び条例第38条の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出するものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

2 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知するものとする。

#### 第4章 保護回復事業

(保護回復事業の確認の申請)

第26条 市町村は、条例第34条第2項の確認を受けようとするときは、保護回復事業を開始しようとする年月日を記載した申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書を添付するものとする。

(保護回復事業の認定の申請)

第27条 国及び市町村以外の者は、条例第34条第3項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)
- (2) 保護回復事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者の野生動植物の保護に関する略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている

業務の概要を記載した書類)

(2) 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び野生動植物の保護に関する略歴を記載した書類

3 条例第 34 条第 3 項の認定を受けた者が住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名又は主たる事業）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（認定保護回復事業の公示）

第 28 条 条例第 34 条第 4 項前段の規定による公示は、認定を受けた保護回復事業を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護回復事業の事業計画を県の公報に掲載して行うものとする。

2 条例第 34 条第 4 項後段の規定による公示は、認定を取り消された保護回復事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を県の公報に掲載して行うものとする。

## 第 5 章 雑則

（希少野生動植物種保護推進員）

第 29 条 希少野生動植物種保護推進員の活動期間は、3 年とする。

2 県は、希少野生動植物種保護推進員がその職務を遂行することが困難であると認められるとき、その職務を怠ったとき又はこの条例の規定に違反し、その他希少野生動植物種保護推進員たるにふさわしくない非行があつたときは、その活動を停止させることができる。

3 条例第 44 条第 3 項の規則で定める調査は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の調査その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる調査であつて、あらかじめ、知事に届け出たものとする。

4 前項の規定による届出は、希少野生動植物種保護推進員の住所及び氏名並びに第 8 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

5 第 8 条第 2 項の規定は、前項の届出書について準用する。

（地方公共団体に準ずる者）

第 30 条 条例第 48 条第 1 項の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 港湾法に基づき設立された港務局

(2) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づき設立された土地開発公社

(5) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(7) 独立行政法人水資源機構

(8) 独立行政法人環境再生保全機構

(9) 独立行政法人都市再生機構

（国等に関する協議の適用除外等）

第 31 条 条例第 48 条第 2 項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合（当該捕獲等をした後 30 日以内に、知事に通知したものに限る。）
- ハ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- ニ 傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体（動物に限る。）であって、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- ホ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
- (1) 砂防法第 2 条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第 1 条に規定する砂防工事を行うこと。
  - (2) 海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
  - (3) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 4 項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
  - (4) 河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第 8 条に規定する河川工事を行うこと。
  - (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 3 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
  - (6) 森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。
  - (7) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定、同法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
  - (8) 福岡県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第 29 条第 1 項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第 37 条第 1 項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為
  - (9) 第 6 条第 4 号ウ及びキに掲げる行為
  - (10) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ヘ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (1) 第 6 条第 4 号イからクまで（ウ及びキを除く。）に掲げる行為

- (2) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
  - (3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
  - (4) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
  - (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
  - (6) 下水道を設置し、又は管理すること。
- ト 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為
- (2) 条例第26条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの
- イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げるもの
    - (1) 下水道を改築し、又は増築する場合
    - (2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
    - (3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
  - ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
  - ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの
    - (1) 漁港漁場整備法第5条に規定する漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
    - (2) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
    - (3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合
    - (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
    - (5) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
    - (6) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
  - ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合
  - ホ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
    - (1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第26条第4項第7号及び第11号から第15号までに掲げる行為をする場合を除く。）

- (2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第 26 条第 4 項第 7 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が 1000 平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が 1000 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
- (3) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定、同法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
- (4) 福岡県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第 29 条第 1 項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第 37 条第 1 項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合
- (5) 警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務としての行為をする場合
  - ヘ イからホまでに掲げるものに付帯する行為をする場合
- (3) 条例第 27 条第 4 項第 3 号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げる行為をするためのもの
  - イ 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
  - ロ 森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。
  - ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
  - ニ 第 1 号ホ（7）から（9）までに掲げる行為
  - ホ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
  - ヘ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
  - ト 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 3 条第 1 項に規定する自衛隊の任務として行う行為
  - チ 警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として行う行為
  - リ イからチまでに掲げる行為に付帯する行為
- 2 条例第 48 条第 3 項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第 2 号イ（1）から（3）までに掲げるもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
    - イ 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 3 条第 1 項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地

崩壊危険区域を管理する場合

ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が 1000 平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が 1000 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

ニ 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定、同法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

ホ 福岡県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第 29 条第 1 項の規定による県指定有形民俗文化財の指定又は同条例第 37 条第 1 項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

ヘ 警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務としての行為をする場合

ト 前項第 2 号ハ（（4）を除く。）に掲げる場合

(3) 前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合  
（教育又は学術研究のための捕獲等の届出）

第 32 条 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 6 条第 2 号及び第 4 号の規定による届出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項第 4 号中「捕獲等をする区域」とあるのは第 6 条第 4 号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

第 33 条 第 15 条の規定は、第 17 条第 3 号トの規定による届出について準用する。

（添付図面の省略）

第 34 条 条例第 14 条第 1 項、条例第 26 条第 4 項若しくは条例第 27 条第 4 項第 3 号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第 26 条第 8 項若しくは第 10 項、条例第 28 条第 1 項、第 6 条第 2 号若しくは第 4 号、第 17 条第 3 号ト若しくは第 29 条第 3 項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあつては、第 8 条第 2 項（第 29 条第 5 項及び第 32 条において準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）、第 16 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 21 条第 2 項又は第 23 条第 3 項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第 3 項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付するものとする。

3 第 1 項に該当するもののほか、条例第 14 条第 2 項若しくは条例第 26 条第 5 項（条例第 27 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は条例第 26 条第 8 項若しくは第 10 項、条例第 28 条第 1 項、第 6 条第 2 号若しくは第 4 号、第 17 条第 3 号ト若しくは第 29 条

第3項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

(身分証明書)

第35条 次の各号に掲げる証明書は、様式第4号のとおりとする。

- (1) 条例第22条第2項の証明書
- (2) 条例第30条第3項の証明書
- (3) 条例第31条第3項の証明書
- (4) 条例第37条第3項の証明書
- (5) 条例第43条第2項の証明書

(所持の特例)

第36条 条例附則第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。ただし、所持をしている個体等が、博物館法第2条第1項に規定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設又は学校教育法第1条に規定する学校において登録番号が付されている場合にあつては、届出を要しない。

- (1) 所持者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 指定希少野生動植物種の種名
- (3) 指定希少野生動植物種の個体等の次に掲げる区分及び数量
  - イ 個体
  - ロ 個体の器官
  - ハ 個体の加工品
- (4) 所持をしている目的
- (5) 所持を開始した年月日

2 前項の届出書には、届出に係る指定希少野生動植物種の個体等の天然色写真を添付するものとする。

3 条例附則第3項の届出受領証の様式は、様式第5号のとおりとする。

4 届出受領証の交付を受けた者は、次項の場合を除き、届出受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、当該届出受領証を知事に返納しなければならない。

5 届出受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、届出受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、当該届出受領証により氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第70号）

この規則は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号）の施行の日から施行する。

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等許可証	
第	号
	年 月 日
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで
福岡県知事 印	
住 所 (主たる事務所の所在地)	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
種 名 (卵又は種子にあっては、その旨及び種名)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

(裏)

注 意 事 項			
1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。			
2 この許可証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを福岡県知事に返納しなければならない。			
捕獲等をした場所	捕獲等をした数量	処置の概要	備考
○返納の際この欄に所要事項を記入することにより、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則第 8 条第 8 項の報告とすることができます。			

備考 許可証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証

第 号  
 年 月 日  
 有効期間 年 月 日から  
 年 月 日まで

福岡県知事 印

住 所	
氏 名	
捕 獲 等 許 可 証 の 番 号	
法 人 の 名 称	
種 名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

注 意 事 項

- 1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを福岡県知事に返納しなければならない。

備考 従事者証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

(表)

指定希少野生動植物種所持届出受領証  
(個体 個体の加工品 個体の器官)

届出受領番号第                      号

届出を受けた 指定希少野生動植物種	種名	
	数量	
備考		

年 月 日交付

福岡県知事                      印

(裏)

捕獲等の許可年月日 及び番号	捕獲等の許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	
受領年月日	譲り受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	届出済印

注 意 事 項

- 1 この受領証は、2の場合を除いて受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、これを福岡県知事に返納しなければならない。
- 2 この受領証は、受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、この受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、この受領証により氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を福岡県知事に届け出なければならない。

備考 受領証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。

(表)

第 号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、次のことを行うことができる職員である。

- 1 条例第 22 条第 1 項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 2 条例第 30 条第 2 項に規定する報告徴収及び立入検査等
- 3 条例第 31 条第 1 項に規定する立入り等
- 4 条例第 37 条第 1 項に規定する立入り等
- 5 条例第 43 条第 1 項に規定する取締り等



所 属  
職 名  
氏 名

年 月 日交付  
福岡県知事 印

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第 22 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 14 条第 1 項の許可を受けている者、指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者又は販売若しくは頒布をする目的で指定希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をしている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等、所持若しくは陳列又は広告に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(報告徴収及び立入検査等)

第 30 条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(実地調査)

第 31 条 知事は、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(土地への立入り等)

第 37 条 知事は、保護回復事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。  
(取締りに従事する職員)

第 43 条 知事は、指定希少野生動植物種を保護するため、その指定する職員に第 12 条、第 16 条第 1 項、第 19 条、第 21 条、第 22 条第 1 項、第 24 条、第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 22 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第 30 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 31 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

備考 身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A6 とする。

(表)

指定希少野生動植物種所持届出受領証  
(個体 個体の加工品 個体の器官)

届出受領番号第                      号

届 出 を 受 け た 指定希少野生動植物種	種 名	
	数 量	
所 持 を 開 始 し た 年 月 日		
備	考	

年 月 日 交付

福岡県知事                      印

(裏)

届出を行った者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)		
受 領 年 月 日	譲り受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	届出済印

注 意 事 項

- 1 この受領証は、2 の場合を除いて受領証に係る個体等の所持をしないこととなったときは、速やかに、これを福岡県知事に返納しなければならない。
- 2 この受領証は、受領証に係る個体等を譲渡し又は引渡しをする場合は、この受領証を添えて当該個体等を譲渡し又は引渡しをし、譲受け又は引取りをした者は、この受領証により氏名及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) を福岡県知事に届け出なければならない。

備考 受領証の用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とする。



# 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針

令和2年12月

福岡県  
( 環境部自然環境課 )

## 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針

### 第1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

- 1 希少野生動植物種の保護の必要性
- 2 希少野生動植物種の保護に関する基本的考え方

### 第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

- 1 指定希少野生動植物種の選定方針
- 2 選定に当たっての留意すべき事項
- 3 指定希少野生動植物種の選定に関する提案

### 第3 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

- 1 個体等の範囲
- 2 個体等の取扱いに関する規制
- 3 その他の個体の取扱いに関する事項

### 第4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

- 1 生息地等保護区の指定方針
- 2 管理地区の指定方針
- 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針
- 4 生息地等保護区等の指定に当たっての留意すべき事項

### 第5 保護回復事業に関する基本的な事項

- 1 保護回復事業の対象
- 2 保護回復事業の内容
- 3 保護回復事業の進め方

### 第6 その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

- 1 外来種に関する施策
- 2 国及び他の地方公共団体との協力
- 3 県民等の理解と自発的な活動の促進
- 4 調査研究の推進

## 第1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

### 1 希少野生動植物種の保護の必要性

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。また、食料、衣料、医薬品などの資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、個体群、種など様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要性があるが、中でも種は、生態系を構成する基本単位であり、生物の多様性を確保する観点からも、その保護は極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕している。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させるものである。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するため、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが必要である。

本県は、筑前海、有明海、豊前海の3つの海に囲まれ、英彦山や脊振山などの山々、福岡平野や筑後平野などの平地、遠賀川や筑後川などの河川など、豊かな自然環境に恵まれ、多様で変化に富む地勢の中に多種多様な野生動植物が生息又は生育しており、これらが、次代に継承すべき貴重な財産であるにも関わらず、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」で明らかのように、多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じている。

国においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」という。）に基づいた希少野生動植物保護施策が推進されているところであるが、種の保存法で保護の対象とされているのは、全国レベルで絶滅のおそれが高い種であり、本県の希少野生動植物種の保護のためには、種の保存法による保護に加えて、本県の実情を踏まえた総合的、計画的かつきめの細かい対策を実施することが必要である。

### 2 希少野生動植物種の保護に関する基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、開発行為等による生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の消滅や生息・生育環境の悪化、外来種による捕食の影響等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保護を図るべき種の生態的特性などの生物学

的知見に基づき、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、本県は、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、希少野生動植物種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息・生育環境の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業を推進する。

希少野生動植物種の保護施策は、生物学的知見などに基づき、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な調査研究を積極的に推進する。

これらの施策は、「福岡県生物多様性戦略」等を踏まえつつ、県、市町村、事業者、県民等の連携と協力のもと、各主体がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に推進することが必要である。このため、希少野生動植物種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるための普及啓発及び情報提供に努めるとともに円滑な協力体制づくりを推進する。

また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営むものなど県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮するとともに、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

\*希少野生動植物種：「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」に掲載された種

## 第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

### 1 指定希少野生動植物種の選定方針

指定希少野生動植物種については、その本県における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある場合にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 県内の分布域の相当部分で生息地又は生育地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 県内の生息地等の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 生息地等における過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を

来す事情がある種

オ 里地里山の荒廃及び植生遷移の影響により、その存続に支障を来す事情がある種

カ 上記アからオのほか、その存続に支障を来す特別な事情がある種

## 2 選定に当たっての留意すべき事項

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと

イ 原則として、福岡県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に属する種であること

ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること

エ 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退となる、若しくは学術的価値が高いものである等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること

オ 県内において保護活動が現に行われている種、又は期待できる種を優先的に選定すること

## 3 指定希少野生動植物種の選定に関する提案

指定希少野生動植物種の選定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、希少野生動植物種の保護を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体からの提案については、十分に検討を行い、本県の生物多様性の保全に生かすよう努める。

## 第3 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

### 1 個体等の範囲

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号。以下「条例」という。）に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」とする。）とする。

ア 指定希少野生動植物種の個体並びにその種を容易に識別することができる卵及び種子

イ 指定希少野生動植物種の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、その種を容易に識別することができるもの

## 2 個体等の取扱いに関する規制

### (1) 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。捕獲等には、指定希少野生動植物種の卵・幼虫等が現に生息している場所の改変等を含む。

### (2) 捕獲等の許可

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育目的、個体の生息・生育状況の調査、その他その種の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、原則として許可しない。

### (3) 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止

捕獲等の規制に違反し違法に捕獲された個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り、及び販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告（電子媒体を用いて行うことを含む）を行うこと（以下「譲渡等」という。）は禁止する。また、許可を受けて捕獲等された個体等であっても、本来の目的を逸脱する営利目的又は愛がん若しくは飼養目的による譲渡等は禁止する。

さらに、指定の効力を生じる前に捕獲されたもの等を除き、指定希少野生動植物種の個体等の所持を禁止する。

## 3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者は、その野生動植物種の保護の重要性に鑑み、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

## 第4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生息地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保障することである。このような見地から、指定希少野生動植物種の保護のため、その個体の生息・生育環境の保護を図る必要があると認められるときは、生息地等保護区を指定する。

### 1 生息地等保護区の指定方針

#### (1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、個々の指定希少野生動植物種ごとに指定する。

## (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方法

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその指定希少野生動植物種の個体が良好に生息・生育している場所、植生・水質・餌条件等の観点からその種の個体の生息・生息等環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きい場所について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。

生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護地区に指定するよう努める。

## (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息地等に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定希少野生動植物種の個体が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

## 2 管理地区の指定方針

### (1) 管理地区指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地又は生育基盤等その指定希少野生動植物種の個体の生息・生育にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方

ア 条例第 26 条第 4 項第 7 号の知事が指定する野生動植物の種については、食草など指定希少野生動植物種の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第 26 条第 4 項 9 号の知事が指定する湖沼（人工湖を含む）又は湿原については、汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第 26 条第 4 項第 10 号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生動植物種の個体が損傷を受

けるなど現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第 26 条第 4 項第 11 号から第 15 号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごと知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物種の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第 26 条第 4 項第 12 号の知事が指定する種については、現に指定希少野生動植物種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物種の交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 条例第 26 条第 4 項第 13 号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第 26 条第 4 項第 15 号の知事が指定する物質については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等、現に指定希少野生動植物種の個体の生息・生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### (3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生動植物種の個体の繁殖期間又は開花結実期間など必要最小限の期間とする。

## 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の方針などを明らかにする。

## 4 生息地等保護区等の指定に当たっての留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう

適切に対処すること

イ 生息地等が明らかになることにより密漁等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討すること

ウ 県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うこと。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土開発に係る諸計画との調整を図ること

## 第5 保護回復事業に関する基本的な事項

### 1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、指定希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

### 2 保護回復事業の内容

保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護回復事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる指定希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件を定める。

また、事業の内容として、採餌・繁殖条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を具体的に定める。

### 3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、県、国、市町村、事業者等の幅広い主体によって推進し、対象となる指定希少野生動植物種の個体の生息・生育状況を踏まえた科学的な判断に基づき、時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。

また、その実施に当たっては、順応的管理の考え方の下、対象となる指定希少野生動植物種の個体の生息・生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

\*順応的管理：計画における未来予測の不確実性を認め、継続的なモニタリング評価と検証によって、随時計画の見直しと修正を行う管理手法。

## 第6 その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

### 1 外来種に関する施策

県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種（以下「侵略的外来種」という。）をみだりに放ち、若しくは植栽し、又はその種子をまくことを規制するとともに、外来種に関する調査研究及び情報の収集と提供、侵略的外来種の個体数の低減及び生息地又は生育地の縮小等、希少野生動植物種の保護のために必要な施策を講ずるよう努める。

### 2 国及び他の地方公共団体との協力

希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、県内の市町村はもとより、国及び他の都道府県との協力を積極的に行う。

### 3 県民等の理解と自発的な活動の促進

希少野生動植物種の保護を推進するためには、県民等の理解と協力が不可欠であることから、希少野生動植物種の現状や保護の必要性について、広報活動や環境教育を通じて、県民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

また、県民等や事業者、これらの者が組織する団体が行う希少野生動植物種の自発的な保護活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援を行うなどの措置を講ずる。

### 4 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、野生動植物種の生息・生育状況、分布、生態、保護回復の手法その他施策の実施に必要な各分野の調査研究を、県保健環境研究所を中心に、学術研究者や希少野生動植物種保護推進員など有識者の協力を得て推進する。

\*侵略的外来種：主に「福岡県侵略的外来種リスト2018」に掲載された外来種

# 「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」 公布の背景と趣旨

地球上の生きものは、様々な環境に適応して多様に進化し、直接的または間接的に互いにつながりをもって生きています。私たち人類も生きものつながりの中で生活し、他の生きものから食料、医薬品、衣料や住居の材料、紙などの恵みを受けてきました。

しかし、私たち人類の活動によって、地球上の多くの生きものが絶滅の危機に瀕しており、これらは絶滅危惧種や希少種と呼ばれています。

これらの希少種が絶滅すれば、生物多様性が損なわれることになり、私たちが受け取る生きものの恵みを失うばかりか、将来にわたる暮らしの基盤を失うことにつながります。そのため、希少種を保護し、生物多様性を守り支えることが必要となります。

そこで、本県では、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布し、県、市町村、事業者及び県民等が一体となった希少種の保護の取組みを進めることとしました。



# the Rare species

## 守ろう。福岡の希少野生動植物。

- ①ミスミンソ ②キビトリシズカ ③ヤシャビシヤク ④ミズスギナ ⑤サワトラノオ ⑥サギソウ ⑦トキソウ
- ⑧オキナグサ ⑨ムラサキ ⑩ウスギワニグチソウ ⑪ヨシゴイ ⑫コアジサシ ⑬セボシタビラ ⑭ハカタスジシマドジョウ ⑮コバンムシ
- ⑯カワラハンミョウ ⑰ミヤザキムシオイ ⑱ヤマボタル ⑲オバエボシガイ ⑳カタハガイ

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例を、  
令和3年5月1日に施行しました。  
条例で指定された希少野生動植物の取り扱いには規制があります。



捕獲等の禁止      所持・譲渡等の禁止      販売等の禁止

違反した場合は、罰則が適用されることがあります。

### 指定種への 規制や罰則

条例第9条に基づき、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物種」に指定しています。  
指定希少野生動植物種の取扱いには規制があり、罰則が適用されることがあります。

捕獲等の禁止 (捕獲、採取、殺傷、損傷)		所持等の禁止 【所持、譲渡等(売買、貸借等)】		販売目的の 陳列又は広告の禁止	
野外に生息しているものを捕まえる	花の一部を切り取る	自宅で飼っている(所持※)	売買する	店で商品を陳列する	インターネットオークションに出品する
違反した場合…1年以下の懲役又は100万円以下の罰金				違反した場合…50万円以下の罰金	

※ 自分が捕まえたか、人からもらった等に関わらず、現に所持しているだけで違反。

### 所持の届出 御協力をお願いします

指定希少野生動植物種が指定される前にその種を捕獲等し、指定の際、現に所持している場合は、令和4年4月29日までに知事への届出が必要です。

### お問い合わせ先

福岡県 環境部 自然環境課 野生生物係  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
【Tel】 092-643-3367 【Fax】 092-643-3222  
【mail】 shizen@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県 希少種保護条例  で検索

# 指定希少野生動植物種 20種



## 指定希少野生動植物種とは？

現在、約1,000種の生きものたちが県内で絶滅の恐れがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要なムラサキやコアジサシなどの20種を条例に基づいて、指定希少野生動植物種に指定しました。指定された動植物を捕獲したり所持したりすると罰せられる場合があります。



① ミスミソウ  
キンポウゲ科

山地の林床や崖などに生える多年草。根出葉は束生し、長い葉柄があり、葉身は幅3～6cm、やや三角形で3浅裂～中裂する。3～4月、長さ5～10cm程度の花茎を1～5本またはそれ以上出し、径1～1.5cmの花を1個つける。花弁状の萼片は6～10枚で、普通白色。花茎は花後に曲がり、果実は下を向く。



② キビヒトリシズカ  
センリョウ科

常緑広葉樹二次林の林縁、伐採跡地などに生える多年草。短い根茎から数本の茎が直立して、高さ30～50cm。茎の下部には3～4対の鱗片葉があり、上部に2対、時に3対の大型の葉がつく。葉身は広楕円形または卵状楕円形で、長さ5～13cm。4月に頂生する1本の穂状花序を伸ばし、多数の白い花を密集してつける。果実は淡緑色、倒卵状球形で長さ3mm。



③ ヤシャビシャク  
ユキノシタ科

山地のブナ等の樹上に着生する落葉低木。根は太くほかの樹木の表面をほう。茎はよく分枝して、普通高さ20～40cm。葉は腎円形か丸みのある五角形、全体に鈍鋸歯があり両面に毛がある。花は5月枝先につく。がくは淡緑白色で梅弁状。花弁は小さくへら形で直立している。液果は緑色のまま熟し、径7～10mm、全面に針状の毛が密生している。



④ ミズスギナ  
ミソハギ科

丘陵地や山間部の貧～中栄養の湖沼やため池に生える多年生の水草(沈水～抽水～湿生植物)。茎は円柱状、基部より枝を分け、葉は5～12枚輪生し、沈水葉は糸状線形、先は短く2裂し、長さ2～3cm。水上葉は線形で長さ0.5～1cm。花期は9～10月。花は水面に伸びた部分の葉腋に単生し、白色。



⑤ サワトラノオ  
サクラソウ科

湿地に生える多年草。高さ40～80cmになる。葉は、互生し、倒被針状線形または広線形で長さ2～4.5cm。葉肉内に黒色の腺点が散らばる。4～5月、枝先に総状花序を伸ばし、多数の花をつける。花冠は白色で5裂し、長さ4mm、裂片は倒卵形で先は円い。蒴果は球形で、径2.5mm。



⑥ サギソウ  
ラン科

ミズゴケ類を伴う貧栄養の湿地に生える多年草。地下部の楕円形の球茎から高さ15～40cmの茎が直立し、下部に3～5枚の細長い葉がつく。球茎からは短い走出枝も出し、その先端に更に球茎ができる。7～8月に、径3cmほどの白色の美しい花を1～3個つける。花はシラサギが両翼を広げているような姿をしている。



⑦ トキソウ  
ラン科

日当たりの良い湿地に生える多年草。高さ20cmほどの茎の中部には、披針形または線状長楕円形で、長さ4～10cmの葉が1枚つく。6～7月に、長さ2～2.5cmの紅紫色の花が1個頂生する。ヤマトキソウに類似しているが、花が半開すること、生育環境が異なることなどで区別できる。



⑧ オキナグサ  
キンポウゲ科

日当たりの良い二次草原や山地被線草地に生える多年草。根出葉は束生し、長い葉柄があり、2回羽状複葉。根出葉や花茎に長い白毛を密生する。花茎は高さ10cm前後で開花するが、花後伸して30～40cmにもなる。花期は4～5月。花は1個が頂生、鐘形で下向きに開く。がく片は6枚、長楕円形、長さ2～2.5cm。外面は長い白毛で被われ、内面は暗赤紫色。



⑨ ムラサキ  
ムラサキ科

主に草丈が低く日当たりの良い二次草原に生育する多年草。茎は高さ40～70cm、根は太く、乾くと紫色になる。葉は無柄で互生し、茎とともに粗い毛があり、長さ3～7cm。花期は6～7月。花は白色で先端は5裂し、径約4mm。喉部には黄色みを帯びた突起がある。根はシコンという色素を含み、染料に用いられる。



⑩ ウスギワニグチソウ  
ユリ科

明るい林床に生育する多年草。茎は高さ20～40cm、葉は卵形～楕円形で長さ3～5cm。苞は2～3個、葉質で卵形、長さ7～10mm。花期は5月。花筒は黄緑色で長さ10～13mm、裂片は反曲し、苞からあまり出ない。雌ずいは雄ずいより短く花柄に突起がある点が、ワニグチソウと異なる。



⑪ ヨシゴイ  
サギ科

夏鳥として九州以北に渡来し、池や河川、休耕田のヨシ原に生息。全長37cmの小型のサギ類。東アジアから東南アジアにかけて分布する。ヨシやガマなどの茎を支えにして巣を作り、1巣卵数は4～7個。魚類、カエルなどを捕食する。



⑫ コアジサシ  
カモメ科

夏鳥として全国に渡来し、内湾、河川、湖沼などに生息。全長27cmの小型のアジサシ類。全世界の温帯から熱帯にかけて分布し、北半球の温帯で繁殖するものは、南半球で越冬する。河原、海岸、造成地などにコロニーを作って繁殖し、1巣卵数は2～4個。ダイビングして魚類を捕食する。



⑬ セボシタビラ  
コイ科

成魚は河川や農業水路などの比較的流れの速い川底に石や杭などのある所を好み、稚魚や未成魚は静水域に集合する。タナゴ亜科としては、体高が低く、側扁し、ヤリタナゴやイチモンジタナゴに似る。1年で成熟し、最大で9cm程度になる。イシガイ科二枚貝類(主にカタハガイ、ヌマガイ)に卵を産みつける。



⑭ ハカタスジシマドジョウ  
ドジョウ科

河川中～下流域の流れの緩やかな砂泥底に生息。博多湾流入河川の固有亜種であり、最大8cm程度になる。従来スジマドジョウ中型種博多型と呼ばれていた集団で2012年に新亜種記載された。生活史の詳細については不明な点が多いが、岸部の植生域で産卵するものと考えられる。非繁殖期の雄や雌では点列模様だが、繁殖期の雄は縦条模様に変化する。雄胸鰭の骨質盤は円形で、胸鰭第2条の上片は細い。



⑮ コバンムシ  
コバンムシ科

ヒシなどの水生植物が豊富で、比較的水質の良い止水域に生息する。体長約12mm。体色は特徴的な緑色。水中で生きた小動物を捕食して生活する。繁殖期は5～6月頃で、ヒシなどの浮葉内に産卵する。幼虫は1～2ヶ月で成虫になる。水際の浅い場所や湿った陸上で成虫越冬する。



⑯ カワラハンミョウ  
オサムシ科

大河川の河口付近の砂地や海岸砂丘に生息。体長14～17mm。クリーム色の上翅に黒～緑色の特徴的な斑紋が見られる。成虫は7～9月にみられ、昼間に昆虫などを捕食する。幼虫は砂中に縦穴を掘り、穴口付近を通過する小昆虫などを捕食する。幼虫で越冬する。



⑰ ミヤザキムシオイ  
ヤマトニシ科

自然度の高い林の中の落ち葉下や石と土の間に生息。殻は小さく(殻長2.0～2.3mm、殻径4.0～4.4mm)、平低。低円錐形状。殻色は灰白色から淡褐色。殻口は丸く、周縁は肥厚する。蓋は丸く、角質。螺管は体層と次体層の間に広い隙間がある。



⑱ ヤマボタル  
ヤマボタル科

乾燥地の小灌木の落ち葉の下に生息。殻は紡錘形、薄質、無色透明で光沢がある。殻高6mm、殻径3mm。殻口縁は半月形で薄い。ヤマボタルは北方系種であり、北半球の亜寒帯から冷温帯に広く分布する。分子生物学的研究によれば本県のヤマボタルは、朝鮮半島から九州に入り、琉球列島、伊豆諸島、東北地方に分布した集団の遺存個体群と考えられる。



⑲ オバエボシガイ  
イシガイ科

流れのある小川や用水路の砂礫から砂泥底に生息。殻長が40mm程度のやや小型のイシガイ類。殻は前後に短く、歪んだ台形で後端は嘴状にやや尖る。幼生はオイカワ、カワヒガイ、タモロコ、モツゴなどに寄生する。



⑳ カタハガイ  
イシガイ科

河川や用水路の砂礫～砂泥底に生息。殻長は60mm程度。殻表は平滑、偽主歯はあるが後側歯は痕跡的(和名「カタハ」片歯の由来)で、後背縁に放射状肋がある。幼生はオイカワ、カワムツ、ヨシノボリ類などに寄生する。